

お願いいたします。

それから、給食の関係ですけれど、答弁を幾つか、きのうも含めてなんですけれども、教職員の賛成が得られないというところが、どうもよく聞くと組合の賛成が得られないということのような気がするんです。ですから、組合と今の組織率についてどのくらいになっているかという点がまず一つ。

それと、非組合員の人もやっぱり給食については大きな反対をしているのかという点をもう一つ、この辺のところを少しはつきりさせていただきたいんです。

今までの答弁も、さっきも含めてそうですけれども、やっぱり教職員の協力が得られない。よくよく聞いてみると組合だということではなからうかと私は思うんですけれども、そこら辺が誤解なのかどうかわかりませんが、非組合員の人の意見も聞いているのかどうかということ、それと組合の反対をしている人の組織率についてどうなっているのかと、これは要望になりますけれども、組合とやっぱり十分に話をしていかなければ進まないと思うんです。やっぱりそれは教育委員会の方で門を開いて、いつもやっぱり十分話し合いをする、それは話し合いで簡単につく問題じゃないと思うんですけれども、十分にやっぱり平行線であっても回を重ねていくうちには何らかの結論、合意点も出てくる気がしますので、その点は組合と話をさせていただく点については要望いたしておきます。

ですから非組の関係と組合員の数のパーセントの二点についてお願いいたします。

グラウンドの周辺対策については、とにかく早期に実現できるようにしていきたいと思っています。特にことは実施計画なんかで福東のグラウンドの整備が入っておりますので、できればそれと一緒にやっちゃってもらえば大変助かるんですけれども、課長が渋い顔をしていますので十分調査をしていただいて、なるべく早期に結論が出るようにしていきたいと思います。三月末だと若干工事費の関係、寄せ集めれば大変また幾らか出てくると思うので、そこらのところで年度内の工事ができれば大変助かるんですけれども、その辺を期待をしておきます。よろしく願います。

あとが英語の関係なんですけれども、これは私自分で調べればわかることなんですけれども、実際に今、昭島と小金井市はもう既にこの問題をやっています。そういう中で生徒の反応について、もしこの段階で調査ができていければ生徒の反応がどうであったかという点がわかれば、わからなかったら結構ですけれども、わかれば教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（村尾栄次君） 十一時十分まで休憩いたします。

午前十一時一分 休憩

午前十一時十分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長（森田 猛君） 給食問題でございますが、学校の教員の組合加入率でございますが、今現在、小中で二百七十七名の教職員がおります。それで、組合員が百二十二名、構成率は四四％でございます。そうしますと、福生全体でございますが、学校によっては組合数の多いところもございます。そのような関係もございしますが、我々といましてこの非組合員の方に対しては情報がとにかく届かない面が多いわけでございます。組合に加入しておりますと西教組の方からいろんなあれも出てきますけれども、それが無いということがございますので、校長、教頭を通じて非組合員にも必ずいろんなことを連絡しろというようなことは言っておるわけでございます。したがって、私が、教育長が全教員を集めて云々ということはできませんので、学校長を通じて組合員は大事にしろということと、こういう面についても強制的に数でいくなど、おごるなというようなことを私は申しております。やはり一介の教員同士でございますので、学校自体が余りうまくいかないと困りますので、そういうふうな私は指導をしております。組合員数は現在の数でございます。

したがって、我々もよりよき方向へと進んでいきたいと、こういうふうに思っております。以上です。

○教育次長（古谷正夫君） 先ほど私の方から、体育館の利用状況の中で説明申し上げましたわけでございますけれども、あの関係につきましては体育館の開館から閉館時までの利用状況の説明でございますので、その点お含み置きしていただきたいと思えます。それで、夜間の事業といたしましては、先ほどトレーニング教室等というふうなことでございます。

夜間の対応でございますけれども、当然市の事業として教室等を開くわけでございますけれども、これは市の職員で対応させていただきます。といいますのは超勤というふうな形になりますけれども、そういうふうな形でさせていただきます。それから、体育指導員を頼むというふうな問題でございますけれども、体育指導員につきましては本人に申し出るとか、それから地域に申し出るとかというふうな問題もあるわけでございます。それ以外にいろんな問題でわからない点がありましたら当然社会体育課の方にお申しただければ御指導申し上げるといふふうなことでございます。

それから、先ほど求めに応じて指導するというふうなことでございますけれども、指導者の求めといいますのは、利用者は個人が非常に多いわけでございます。そういうふうなことで個人が利用される場合に、こういう指導をしてほしいというふうな場合については、求めに応じていくというふうなことで御指導申し上げるといふ御説明でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、外国人の問題でございますけれども、生徒の反応というか、そういうデータはあるかというふうな御指摘でございますけれども、データのにはございませんけれども、今までやっております状況をちょっと把握させていただきましたところ、初めのうちは戸惑いがあるといひますか、若干そういう問題があるというふうな例もあるようでございます。ただ、これは初めのうちだけでございまして非常にいいというふうなのが平均的なようでございます。例えば子供たちがわからない、単語を並べたような英語であっても相手の講師の方がそれをわかっていただいたというふうなことで非常に喜びを感じたというふうな例があるようでございます。

そういう面で外人との接触があったと、理解されたというふうな件が多々あるということでございますので、内容と反応は数字的には出ておりませんけれども、全体的を見ますと非常に子供たちにおいては喜ばれているというふうな状況というところをお聞きしております。以上でございます。

○企画財政部長（内田和雄君） 組織の問題で御質問いただいたわけですが、この災害共済の関係は市民部でなくて環境防災担当の方に統一すべきではないかという御意見だったと思うんですが、環境防災担当は交通安全対策についての統括というような感じになってくると思います。交通安全については学校、それから道路関係とか、あと保育園、幼稚園、いっぱいあるわけです。

それで、この災害共済につきましては、やはり市民に一番接するということであるので市民部の方で今この事務を行っているわけですが、また、今後事務分掌等についての検討もされると思いますが、またそういうときに一応検討をさせていただきますかと思いますが、現状では市民部で受け付け等の事務をしていただくということが一番よいのではないかと思います。ふうに思っています。

また、予算につきましては一応総務費に入っておりますが、総務費でございまして市民部関係のほかの予算も総務費の中に入っております。また、これらについても予算作成上、今後御指摘の点、検討させていただきたいと思ひます。以上です。

上です。

○十八番（小野沢 久君） 一つだけ、今、体育館の関係で九月から大変頭を痛めているんですけど、やっぱりもう少し組織を弾力的に運営ができるように考えていただきたいという気がするんです。五十九年に組織改正をして、その後、若干千円会館や福祉の関係で人の増減はありましたけれども、組織は生き物でありますので、現実に対応できるような組織づくりをしていただきたいと思いますので、ばちばちその組織についても検討をすべき時期ではないかなという感じがいたしますので、できればその辺も含めて検討をしていただきたいと思いますということを要望して終わります。ありがとうございます。

○議長（村尾栄次君） 次に、十九番堀川 實君。

（十九番 堀川 實君登壇）

○十九番（堀川 實君） それでは、御指名でございますので会議規則第八十六条の規定に基づきまして一般質問を順次させていただきます。

まず、第一点目は学校給食についてでございます。

魅力的な学校給食のあり方についてであります。学校給食制度が発足いたしましたのは四十年、全国各地の学校ではさまざまな取り組みが行われていますが、我が福生市においても学校給食が直面している課題として食事内容の魅力的な給食をと、調理方式のあり方や、また学校と家庭の連帯、給食の安全性などいろいろありますが、主なものとして特に食事内容では、昨年の一月十三日に食事の転換期とも言ふべき内容が文部省の保健体育審議会、また学校給食分科審議会等で十五年ぶりに所要の栄養量の新基準をまとめ、文部省に答申した記事を読みました。

その内容に、たんぱく質や脂肪の摂取量を減らし、ビタミンCや鉄分を多く取り、いわばちょっぴりダイエット型にしようというもので、この実施年度は六十一年度よりということ。現在、当市でこの新基準の所要栄養量に基づいた献立メニューになっているのかどうか、その状況をお聞かせ願ひたいと思ひます。

また、今給食で一番心配されている食べ残しの問題であります。この残滓の問題については大いに研究すべき点が多いと思ひます。大変な給食費を使って、しかも子供に喜ばれない献立となりますと問題は大きいです。この点について

の対策をどのようにされているのかお聞かせ願いたいと思います。

次に、中学校完全給食実施についてでございますが、私も毎年度何か恩返しのように、別にしたわけじゃありませんが、何とか実施をということで頑張って登壇させていただき質問させていただいております。きょうも、きのうを含め三人——私を含めて三人でございますが、教育長、または市長の答弁等もお聞きしまして進展のない、我々市民のニーズに何かほど遠いような気もするわけであります。何としても中学生の子供を持つお母さん方の、あるいはお父さん、父兄方の切なるこの給食についての願ひであります。

そういう点で、いろいろと前段の議員さんから質問もされているわけですから、私からの質問と大変ダブりますので簡単にお願いをし、質問させていただきますが、まず、教育長にお伺いしますが、昭和五十年の十二月に市議会において請願が出されて、五十一年三月に採択されて、その後、五十三年に中学校給食問題研究会、こういうことで二十一名のメンバーをもって発足された。これをつくるのに三年かかった、いろいろ異論があったというようなお話でございます。その当時は確かに五十年でございますから十二年前でございます。大変今とは状況が変わっているわけでございます。そういう意味から、この中学校完全給食に向けて努力をしていきますという先ほども答弁がありました。

では、どのように具体的にその努力をしていくのか。例えばこのような研究会あるいは検討会とか、いろいろあると思いますが、そういう完全給食に向けてのそういう会を発足させていく考えがあるのかどうか、この点も伺っておきたい、このように思います。

次に、ごみ処理対策について、現在、不燃物及び粗大ごみは市の東部にある埋立地で、また可燃物は西多摩衛生組合でそれぞれ処理をしていますが、昨今の日本経済に伴う生活水準の向上で、ごみの搬出量は増加の一途をたどっております。これに伴う処理費も膨大で、市財政をも圧迫している状況と考えられます。これを思うに、このままの状態が続けば処理能力の限界も心配されることから、ごみ減量運動対策を積極的に進めることと、広域処理体制の一層の強化を図らなければならぬと思います。

そういった観点から、昭和六十一年三月発行の福生市基本計画の中でその施策が発表されていますが、その主要施策として、一、ごみ処理体制の整備、二に収集方法の改善について、三、ごみ減量の推進、四、不法投棄の監視体制の強化、五、事業者処理の徹底等々、これらの今後の施策を项目的にお聞かせ願いたいと思います。

次に、ホタル祭りについてでございます。

最近、全国各地で初夏に光る幻想を光を觀賞しようとホタルまちづくり計画が多く進められてきています。我が市においても市立のはたる公園といって立派なはたる公園があります。このはたる公園は、今地域町内会やホタル愛好会の人たちでことしもホタルの保護と飼育を通じ住民の触れ合いを促進させながら、さらに環境美化への意識向上を図ろうと、この六月十三日の土曜日には第二十二回の福生ホタル祭りを開催しようと努力をされております。

このように、地域の人たちは一年に一度のホタルの乱舞を夢見ながら頑張っていることを見るときに、市行政——市側では場所の提供だけで、地域住民への一体化に力を入れてないのではないかと考えられます。この点についてホタル祭りに対する今後の取り組み方をお聞かせ願いたいと思います。

次に、乳幼児の予防接種について、昭和五十一年六月、予防接種法の改正があり、救済措置が法律化されました。その法律の目的、第一条に、この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とするというように記されてありますが、最近の社会情勢も急速に変化し、予防接種の問題は日々変わり、新しいワクチンが開発をされ、それに即応して進み、予防接種行政も基本的な考え方にと変更しなければならぬ部分もあるように聞いておりますが、この点について、この問題は厚生省の保健衛生の問題でありますので、それはそれに置いておいて、私は現在行われている予防接種第一期、二歳より四歳まで、また第二期に行う五歳六ヵ月前を対象とする乳幼児の三種混合予防接種、要するにジフテリア、百日せき、破傷風の点の三つでございます。

この点についてお尋ねしたいと思いますが、育児多忙な保育者のことを考えますと、今現在実施している保健センター一カ所だけの予防接種会場となっておりますが、御承知のように、この対象者は毎年度数千人であります。行政の市民サービスという点から考えてみれば、その地域地域に予防接種のできる診療所、または医院での接種会場を開設することを検討すべきだと思いますが、この点についてお考えをお聞かせください。

それと、もう一点は急性灰白髄炎、要するにポリオの予防接種のことですが、これは乳幼児対象者ゼロ歳より四歳までに生ワクチンを二回接種するようになっておりますが、今現在ある指定日を決め、その期間内に保護者が子供を連れ個々に保健センターに来させ予防接種を受けさせていますが、これはこのような実施方法でよいのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

以上、登壇による質問にさせていただきます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 堀川議員さんの御質問にお答えいたします。

学校給食関係につきましては、教育委員会から御答弁をいたさせますのでよろしくお願いいたします。

次に、ごみ処理対策についてお答えをいたします。

ごみ処理対策につきましては、各家庭から出る一般廃棄物については、可燃ごみは日曜日と休日を除いては毎日収集し、また、不燃ごみは週一回の収集を行い、さらに粗大ごみにつきましては申し込み順に収集し、生活環境の保全に努めているところでございますが、生活水準の向上に伴いまして質、量とも多様化、増大化しております、その処理、処分を一層困難にしております。

こうした中で、市といたしましては分別収集の徹底と処理施設の充実を図り、ごみ減量対策を講じておるところでございます。本年度はリサイクルセンターに不燃ごみの圧縮減容機を設置し、ごみの減容を行い、最終処分場の延命を図ったり、また、ごみ減量と資源の回収を目的といたしました古新聞などの古紙回収に対しまして奨励金を増額したり、さらには対象品目の拡大を図っております。

今までは、資源といたしまして業者によって回収されていたものが、円高によりましてごみとして出ることも想定されますので、あらゆる機会を通じて減量対策に努めてまいります。

また、ごみが空き地に捨てられたりごみ収集場へ捨てられることがございますが、不法に捨てられた場合は、可能な限り調査をいたしまして処理をいたしております。

産業廃棄物として事業者から出るごみにつきましては、事業者みずから処分をしていただくわけでございまして、市では処理業者のあっせんに努めております。

次に、ホタル祭りの件についてお答えをいたします。

ほたる公園の整備でございます。熊牛町会の主催されておりますホタル祭りは、関係各位の御尽力によりまして近隣都市町にも知られるようになり、大変なごきわいとなつてきておりまして、まことに喜ばしいことでございます。本年は養殖も順調でたくさんホタルが飛び交うようだとのお話も伺っているところでございます。

これまで市におきましては、ホタル祭りにつきましては地域において取り組まれております祭りでもありますので、側面的援助という方法でとらえておりまして、ほたる公園の施設の整備、祭りの際に出るごみの収集、あるいはポスターの制作といった援助、あるいはホタルの養殖の研究会に対する補助をさせていただいてまいりました。

御指摘のホタルが成育できる環境づくりにつきましては、養殖研究のグループの方々の今後の活動につきましての考えや地域の方々の声も承りながら、市といたしまして対応など考えてまいりたいと存じます。

次に、乳幼児の予防接種について御答弁を申し上げます。

予防接種の目的として、予防接種法では伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとなっております。

市といたしましては、この目的にありますように疾病の発生及び蔓延の予防等のため、現在コンピュータによる非接種者への個人通知を実施し、接種率の向上に努めているところでございます。

御質問がございました三種混合ワクチン接種の実施方法でございますが、当市におきましては、現在、集団接種で実施しておりますが、この予防接種につきましては最初の期間に行う回数が三週間から八週間間隔で三回接種が必要のため、非接種者の健康状態等を考えた場合、個別接種の方法も必要かと思われませんが、予防接種の実施方法については西多摩医師会との取り決めもあります関係上、これらの点につきましては今後十分検討していただきますよう、医師会の先生方に御相談申し上げたいと思っております。

また、ポリオ生ワクチン投与の実施方法ですが、このワクチン投与につきましてはウイルスが人の腸管を通過することによってある程度毒の力が接触者に感染するおそれもありますので、厚生省からも一斉に集団で実施するよう指導がなされております。

したがいまして、御質問の保育園等の施設での実施につきましては、これらの点を考えた場合は予防接種会場の整備がなされている健康センターの施設を使用し、非接種者が漏れなく接種できるよう個人通知による周知徹底を図り、感染防止等に十分配慮し予防接種を実施してまいりたいと考えております。そして医師会の先生方にも、これらの件につきましては十分御相談申し上げたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思うわけでございます。

以上で答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○教育長（森田 猛君） 中学校の完全給食につきまして私の方から御答弁申し上げます。

中学校の完全給食につきましては、二度ほどはかの議員さんに御答弁申し上げたわけでございます。我々いたしましたのは教育委員会によく相談をいたしまして、早い機会にどのような措置をとるかというふうなことを検討していきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしく願います。

○教育次長（古谷正夫君） 自席からお許しいただきまして、一点目の魅力的な学校給食のあり方について御答弁させていただきます。

学校給食の栄養摂取の標準につきましては、厚生省では五十九年度に日本人の栄養所要量の基準を改定いたしましたわけでございます。それを受けてまして翌年の六十年度でございますけれども、文部省も学校給食の所要栄養量の基準と食品における食品構成を改定されたわけでございます。

東京都といたしまして、これらを受けてまして都民の近年の栄養摂取状況や児童生徒の家庭における食生活の実態等を考慮いたしまして、学校給食の食事内容を図るため健康標準の見直しの改定をさせていただいたわけでございます。

その主な改正でございますけれども、小学校区分につきましては現在までは低学年でございまして、低学年と高学年の二段階方式でございます。低学年といえますのは一年生から三年生、高学年につきましては四年生から六年生という二段階でございます。これを三段階に区分したわけでございます。といいますのは、低学年、これを一年と二年、それから中学年、三年、四年、それから高学年といたしましては五年、六年に、今申し上げましたとおり三段階に区分したわけでございます。それから、中学校の数値の摂取標準といたした基準改正をさせていただいたわけでございます。

その中で改正された主なものにつきましてはでございますけれども、新たに鉄を加えたというふうなことでございます。それから、一日の栄養使用量に占めます学校給食の栄養量の割合を実態に合わせまして修正させていただいたものでございます。といいますのは、脂肪分の過剰摂取量が多いというふうなことを考慮いたしまして今回の改正によって制限をされたものでございます。

当市といたしまして、学校給食につきましては、今後、それらの改定されました基準を十分考慮いたしましてバランスのとれた献立をしてまいりたいというふうに考えております。そういうふうな面から、毎月学校の特に残滓についてでございますけれども、各校によってはまちまちでございます。そういうふうな面から、毎月学校の

定例会の給食担当の先生方で御相談させていただいております。そういうふうなことから、献立部会を開催いたしました。前月の残滓の状況等を詳しく調べまして翌月の献立の参考にさせていただくというふうな方法をとらせております。本年度につきましても、多くの子供たちに好んで食べられるような給食をしたいというふうなことで考えておりますので、今後努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくごお願い申し上げます。以上でございます。

○十九番（堀川 實君）

自席から再質問をさせていただきます。

まず、第一点目の学校給食についての答弁で、摂取量に鉄分をというお話、確かに今の時代は飽食時代でございまして、肥満がふえて、私も含めてそうですが、子供がやはり体調をよくしていくには飽食の時代で栄養価の高い物をたくさん取れば良いというものではないというふうなことも審議された。こういうことから、このような改正がなされたわけであります。そういう意味からしまして、非常に給食については日ごろお骨折りいただいておりますが、さらに児童のことを考えまして、文部省に答申された摂取量の内容をよく検討されまして、どうか児童に喜ばれるような食事をさせてあげていただきたい、こう思っております。

まだ一点、先ほどの残滓のことについて答弁いただいてないんですが、今までの学校給食を見ますと残滓物が非常に多い。非常にもったいないことでございますが、これらについてどのように、食べ残しがあるということは、やはり児童においては好き嫌い——非常に最近の子供さんはかなりきついものがあると思えますが、やはりその時代に合った子供さんの対応というものもあるわけで、そういう食べ物をよく研究されまして、あるいはデータ等を取りまして、この辺の対応、残滓の出ないような、やはり食事内容、こういうことについて考えていられればぜひその点もお聞かせ願いたいと思います。

それから、中学校完全給食の実施についてでございますが、先ほどの教育長の答弁でもありましたが、いろいろくどくど申し上げても仕方ないと思います。結論だけ先ほど登壇では質問申し上げたわけですが、どうかこの点のもう一步中学校の完全給食が進む方向へぜひ考慮していただきたい。それには何らかの方策、施策が必要だろう、こういう意味から十二年前の給食問題研究会ではありませんが、そういう会をやはり一つ発足させていただいて、そしてこの中学校完全給食に向けての前向きな姿勢をぜひお願いしたい。

もう私が言うまでもなく、本当に皆さんが要望していることでございます。そういう意味から、今回の議会にも、一般

質問を見てもおわかりのように大勢の方が質問されているわけでございます。そういうことを含めたときに、やはり一歩も二歩もその完全給食に向けての実施方法を考えていかなきゃならない。このことを真剣にひとつ取り組んでいただきたいと思っています。

何か福生市だけが取り残されて、この点、他市町村を見ますと全部周囲は完全給食をしているんです。福生市だけなんです。ぐるっと見ますと秋川もそう、昭島もそう、武蔵村山もそう、青梅もそう、羽村もそう。真ん中だけ何か福生だけ残っていると。そんなこと私が言うまでもないと思いますが、そういう意味からしても給食のある所へ行こうなんて、そういう話も出てるんです。こういう福生にいますと中学校給食をいただけないからほかへ行こうという考えの方も、そんな話も聞いております。

そういう意味で、どうかひとつ真剣に考えられるということでございますので、ぜひこの点については前向きな考え方をお願いしたい。このように要望しておきます。

次に、ごみ処理の問題でございます。ごみ処理対策についてでございます。

そのまず第一点目の粗大ごみ、不用品の再利用、こう言った方がいいかと思えます。非常にごみ費用というのは大変なお金がかかっております。年間ごみ処理にかかる費用は、六十一年度で四億七千万円。六十年代から見ますと三千二百万円ほどアップになっている、去年から見ますと。これを一人頭で割りますと八千八百十五円です。こんなことになる。非常にごみ処理行政については大変な費用がかかるわけで、これらを少しでも軽減するために何らかのやはりごみ処理対策を考えていかなきゃならないんじゃないか。こういう意味でいろんな私も他行政でやられているいいことをいろいろと勉強してきました。そんなことをこれからちょっと述べさせていただきたいと思えます。

まず、不用品の再利用、こういうことで、不用品の要するに可能な物ですね、こういうような物をぜひ市が直接これらの積極的な働きかけをしていく、こういうことを市主催で、例えば私のごみ展、こういったものを市内に四、五カ所設けてまして多くの人たちがこれに参加するように、もちろんPRをして、そして、いわばリフォーム作品のファッションパザールとか、こういう回収品の展示をしまして、そしてリサイクルへの関心を高めていく、こういうことを積極的に市としては取り組んでいくべきじゃないか。こういう点について市の施策を、お考えをお聞きしたい。これが一つ。

それから、生ごみの堆肥化による減量作戦。これについては非常に成果が上がっている話をたくさん聞いております。

現在の焼却場に出されている、いわば大量のごみを分類しまして、特に残飯、それから生ごみ、こういう物を各家庭の力をかりまして、家庭で——空き地のある所に限るわけですが、そういう所で堆肥化をしていく、こういうことであります。この容器はコンポスターという容器でございます。これが非常に処理能力がありまして、家庭四、五人用で八十リットルぐらいの容器があれば約三トンぐらい処理できると、こういうことでございます。しかも、それも無臭で移動も簡単である。ただ少々の空き地があれば利用できると、こういうことでございます。

利用は簡単で、いわばコンポストの内容をちょっと言いますと底のあいたバケツなんです。これを土の中に埋めまして、要するに残飯ですね、生ごみとか、あるいは植木から落ちた落ち葉だとか、そういう物を入れてふたをしておきますと、そうするとそれが堆肥化をする。ほとんどが水分ですから八五%の水分を含んでいると、このように言われています。

そういうものは地下に浸透して、残ったごみだけが、いわば堆肥化、土地化していくわけです。そういうものを庭の植木にやるとか、まくとか、あるいは畑の土壌の改良に使うとか、こういう意味で非常に家庭菜園の方たちは喜んでいて。一石二鳥と、こういう効果が上がるわけでありまして。こういうことは市側の方も知っていらっしゃると思いますが、ぜひこういう点で少しでも、やはり減量作戦ということで、こういうことから生ごみが目方が減っていけば、やはりそれだけの費用も減るわけありますから、そういうことで、これは試験的にでも結構ですから、ぜひ利用していただけるようお願いするわけでありまして。この点について、ぜひお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

次に、ごみ処理体制の整備で、最近話題になっているごみ袋で炭酸カルシウム入りの無公害ポリ袋、この件でございます。

この使用については市当局もよくわかっていらっしゃると思います。この袋は焼却しても有害ガスが出ない、有毒ガスが出ない。また燃やしても発熱も低い、こういうことから焼却に非常に好評である。この袋は、要するに完全焼却しても煙やすが余り出ない。しかも焼却炉の内側の目詰まりもない——焼却炉が傷まないということ——ということから非常に好評なんです。こういうことをぜひ取り入れていただきたいわけですが、焼却をしない場合でも太陽の紫外線に長く当たりますとこれがだんだん崩壊していく。こういう特性があるそうです。こういうことでぜひ利用をということでございます。

ちなみに今までのポリエチレンのプラスチック袋なんていうものは大変にこれは燃やすと有毒ガスがまず発生する。ま

た異常な高熱が出るというようなことから、炉が傷み、損傷も多い。そのためにまた予算を組む。こういうようなこともあるそうです。こういうことから、しかし、こういうこのごみ袋の利用というものが高まっていけば非常にあらゆる面で経費節減ができる、こういうことだと思います。

まず、その利用方法というか、最近の収集されるごみ袋を見ますと、ほとんどが小売店やスーパーで出された袋に詰めて集積所に出していると、こういうことが実態であります。したがって、その小売店やスーパーなどによくお願いをしまして、使用導入をぜひお願い、要請をするわけです。こういう点、ひとつぜひお考えを入れて、また今後の考え方にについても聞きたいと思いますが、この点よろしくお願いいたします。

それから、ホタル祭りの件ですが、ホタル祭りについては非常に今後市側としても地域の人たちとの話し合いを進めながら、さらにホタル祭りを成功させていこうということでお話は伺ったわけですが、実際、ことはどのくらいホタルが出るんですか。聞くところによりますと余り出ないと、こういうことでございます。非常に幻想の世界を夢見るようで、ホタルの飛び交う姿というのは非常に子供たちも楽しみにするわけでありまして。

どうか、このホタルの期間、今ちょうど時期でございますけれども、大人も子供も一緒になって楽しめる初夏のひとときを涼しく過ごせる、そういう場を、やはりただ地域の愛好家の人たちだけにお任せするのではなくて、やはり市としても大いに、はたる公園と銘打っているわけですから、やはりこれは市立ですので、そういう意味ではやはり地元の人たちだけにお願ひするだけではなくて、もっと積極的に大々的にやるべきではないかと、このような観点から質問したわけがあります。

一応、ほかの例をいろいろありますが、各市の例を見ますと府中でも昨年でホタルの養殖に力を入れて、大量の源氏ボタル、なかなかこの源氏ボタルというのはできないそうです。これが孵化したというようなことも出ております。また深大寺の自然広場野草園でも去年の六月十二日のように源氏ボタルの観賞会が開かれております。市民がまず集まりまして二千人も来た。それでホタルの乱舞の観賞をして非常に憩いのひとときをつくられた。こういうような記事も載ってました。これはちょっと多いですが、大阪の方ではもう大々的に九万五千人も集めたというのがあります。こういうことで、養殖については東村山市では市内の十五の小学校のうち六つの小学校がホタルの飼育を行っている。これは全国的にも珍しい試みだということが言われております。

そういう意味で、子供たちの情操教育を目的とした、いわばそのホタルの飼育ということでは児童や関係者は大いに期待をしながら喜んでホタルの飼育に尽くされている、こういうことでございます。何と言ってもはたる公園にホタルが飛ばないや何にもなりません。どうかホタルも数匹じゃなくて、本当に、見ても楽しめる、そういうホタル祭りをぜひひとつ行政の力でお願ひしたい、こういうことを要望しておきます。

最後に、乳幼児の予防接種でございます。

三種混合の予防接種については、医師会との話し合いを進めながら完全なる三種混合、対象者全体にできるような方法をとっていくというお話だと思います。ここでいろいろデータをいただいておりますが、三種混合については全体の八二%ぐらいだということとまだまだ残っておるわけですが、何としても対象者が多いわけです。こういう三種混合、これはもちろん疾病の恐れのある、そういうものについては子供のうちにしっかりと接種をし、予防していこうということでございますから、この点についてお医者さんとの話をよくしていただいて、保護者の近い地域で接種ができるような方法を、これはぜひお願ひしたいと思っております。

これからポリオの方の話に入りますけれども、ポリオとは考えを別にしまして、これはどこのお医者さんでもできるわけです。他市町村でもやっているところがあります。保健センターまで通う、そこへ連れていく——保護者の方もこれは大変な苦勞なんです。ですから、よくその辺を医師会とお話しをしていただきまして、近い診療所あるいは医院で接種ができるような方法をぜひいただきたい。それで一〇〇%接種が完了できるようにぜひお願ひしたい。コンピュータ一云々というようなお話がありましたけれども、これは明確な数字を出すのにはコンピュータはいいでしょうけれどもコンピュータに来いよと言うわけにはいきませんから、声をかけてくれません。

そういう意味では、やはりその保護者の住んでいる地域の近い所でやはり接種ができるようにすれば、もっともって対象者の接種が濃くなっていくんじゃないかと、こんなふうにも考えているわけでございます。その点についてもう一遍、その辺をお聞かせ願ひしたいと思います。

それから、生ワクチンでございますが、ポリオの生ワクチンでございますが、感染の問題でございますが、これは確かに先ほど集団でやる方がいいんだと。じゃあ集団でやるのかないたら、そうじゃなくて、やっぱり保健センターへ連れていくんだ、こういうようなお話で、非常にコンピュータに載ってだれが接種されて、してないということが明確

にわかるから、その辺は常に呼び出しができるということで、漏れなく全部接種できるというお考えだと思います。だから、接種すればいいんだという問題じゃなくて、感染のおそれがあるということでは私は質問をしているわけですから、できればその全体が一度にできるような方法をお願いしたいわけです。

ちょっといろいろとやりたいんですけれども、時間もお昼ですし、「大丈夫、大丈夫」と呼ぶ者あり———そうですか。余り人のことを気にしちやいないですね。

ちよっとポリオ生ワクチンの感染ということ、厚生省児童家庭局母子衛生課の資料によりますとこういう文章が出ております。「ポリオについては生ワクチンの形で経口的に飲むことになるが、この場合、生後三ヵ月から十八ヵ月の間に六週間以上の間を置いて二回飲むことになっている。このワクチンは飲んだ児童の胃、腸内やのどでウイルスが増殖するため、もし周囲に免疫のない児童がいると伝染することがある。本来、このワクチンに含まれているワクチンは弱毒化されているが、上記のように人から人へ伝染していくうちに猛毒化することもあり、まれではあるがワクチン自体によって麻痺を来すことがある。このような理由で、このワクチンは施設内で飲用する場合は全員が一斉に飲むことが望ましい。病気などで飲めなかったときは四十八ヵ月までの間に受けることができる。」こういうことでございます。

小児麻痺という問題ですから、これは大変親ごさんが関心のあることでございます。一生懸命やはり自分の我が子でございまして、その投与に来るわけでありまして、しかし、一斉にやるということが大事なんだということを、感染のおそれがあるということ、厚生省の母子衛生課においては指導されているこういう文書の通達も来ている、こういうことでございます。ですから、できれば集団でやるということは幼稚園とか保育園、こういう所で一斉に行う。一人やらない人があつた場合、子供ですから、九十九人やって一人だけ接種されない子供がいたとすれば、その子供に感染するおそれは十分あるわけです。そのときに小児麻痺というような、大変問題のあることになった場合は、今度一生見なければならぬ、一生負担をしなければならない。こういうこともあるわけです。

どうか、そういう点を考えましてぜひ、コンピューター導入は大いに結構だと思えます。漏れないようにひとつポリオに対する接種方法をぜひお願いしたい。こういう点についても、もう少し詳しくお聞きしたいと思っております。以上、二回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（村尾栄次君） 午後一時まで休憩いたします。

午後零時七分 休憩

午後一時 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育次長（古谷正夫君） 堀川議員さんの給食問題について御答弁させていただきます。

給食に当たりましては子供たちにおいしく食べていただくことと私も努力しておるわけでございますけれども、やはり好き嫌いの激しい方、または少食の子供もいるわけでございます。

指導といたしましては、十分食べるようにというふうな指導を申し上げているわけでございますけれども、嗜好というものがございまして、残滓の量でございまして、六十一年度の実績で申し上げますと一〇・五一％の残滓がございまして、約一割が残滓でございます。じゃあこの残滓の処分はどうしているのかというふうなことでございまして、幸いなことに今個人でお願い申し上げておるわけでございます。この方につきましては豚を飼育しているというふうなことで、動物の飼料ということで無料で処理いただいておりますが、この方が飼えなくなってきましたと、今度はこの一割につきましてもごみとして出なければならぬという問題が発生するわけでございますけれども、一応残滓の量といたしましては一割強ほど出ております。

それから、その残滓につきまして、じゃあおいしいものをつくらぬのかというふうな御指摘でございますけれども、各学校の残滓の量を調べまして、少ない学校の量を調べまして、それで担任と打ち合わせさせていただきながらそういう好みに合ったような給食をつくらせていただくというふうなことで、毎月担任の先生とそういう打ち合わせをさせていただきまして、残滓の量の少ないような努力をいたしておりますのが現状でございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○市民部長（小野光明君） それでは、続きましてごみ処理対策のうちの粗大ごみの再利用と減量作戦、炭酸カルシウム入りの無公害ポリ袋について生ごみの堆肥化による減量等について御答弁申し上げます。

まず最初に、粗大ごみということでございますけれども、どちらかといいますと不用品の再利用というふうな御質問のようでございますけれども、去年一年間に粗大ごみと不燃ごみというんでしょいか、それが三千二百七十二トン市で収集

してございます。そして、それはリサイクルセンターの中で有価物というのをトン数を出してみますと千四百三十七トンというふうに、ごみの減量とともに再利用というふうなことを考えてやっております。

先ほど市長からも御説明がありましたけれども、今後は圧縮減容機をもって恐らくごみの埋め立て等についても大分量が減ってくるんじゃないかと思ひます。

そういう面と、あと一点、資源回収という面では古紙——古い新聞紙ですか、去年は六十一年度までそういうふうなものの報償金を支給してございましたけれど、六十二年度から鉄とか瓶とか古い布とか、そういう物の資源化を図っての報償金をおかげさまで出せるようになったわけでございます。そういう面でいくと、資源の再利用とか回収というふうな面につきましてもある程度昨年よりも進歩があるんじゃないかと思ひます。

その他といって、今度は経済課の方でやっているんですが、家電製品とか自転車、それからあと編み物機械ですか、ブランコとか、そういうふうなものにつきまして経済課の方に登録していただきまして、市民の方同士での毎月一回ぐらい品物の交換というのをやっております。そうして、そういうことを通じて今現在登録しているのが百人ぐらゐるそうでございますけれども、四十件から五十件成立しているということで、これは資源の利用というより不用品の交換ということに立っているんじゃないかと思ひます。

いずれにしても、今後はごみの再利用あるいは不用品の再利用というものを図りましてなお一層の活用を図っていききたいと思ひますけれども、そのためには、やはり自転車とか家具とか、いろいろと結構出てくる不要品を、ただ捨てるというだけじゃなくて、再利用してそれをまた市民に配するというふうなことも必要かと思ひます。ただ、コストの面とか、そういう物を処理する施設の面とか、あるいはそれに対応する高齢者とか身障者の方の対応とか、いろいろと難しい点もありますけれども、今後、そういう面についても詰めていきたいと思ひます。

それから次に、炭酸カルシウム入りの無公害ポリ袋でございますけれども、これは今、市ではポリバケツでもって出しているようにお願いしているわけですが、実態はなかなか守られておりませんで、スーパー等の買い物袋を利用されております。

御指摘のとおり、このビニール袋は焼却した場合、発熱量が高くて公害の心配があると言われております。衛生組合の方では煙突に空気の汚染除去装置をつけて公害の発生を防いでおります。今後は御指摘の無公害袋につきましてはビニール

ル系の袋よりコストが高いというふうな面で、スーパー等でもなかなか取り入れてないのが実態だと思ひます。

市としても六十年にもそういうお願いをスーパーにやっていたんですがございますけれども、なかなか思うように進んでおりません。今後も引き続きそういうふうな協力方をお願いしていきたいと思ひます。

次に、生ごみの堆肥化による減量対策でございますけれども、家庭から出るごみをそれぞれの家庭で少しでも減らしていただくことは大変にごみ減量になるわけです。御指摘のとおり生ごみを腐らせて堆肥をつくる容器、この容器の中に生ごみや落ち葉を入れますと自然の作用で発酵して醗酵、分解して堆肥が自家利用できるといふものですが、特殊なもので万が一そのできた堆肥を自己処理していただかないとごみの処理としては大変困ってしまうわけです。

そういう意味で、今後は試験的にでも一部にそういうふうなものを使って検討してみたいと思ひますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上、三点について御答弁申し上げます。

○福祉部長（生子国利君）

それでは、私の方の三種混合と、それからポリオの関係につきまして御答弁申し上げます。個別接種が理想的でございますが、現在、西多摩医師会との取り決めもございします。したがって福生市の医師会とよく相談いたしまして、さらに西多摩医師会にも提言していただくというふうにしたいと思ひます。

それから、ポリオの関係でございますが、予防接種法につきましては、やはり市長はその期間を定めて接種させなければならぬということになっております。その反面、保護者は、それを受けさせる義務があるということになりますので、そういうふうな関係では、やはり一〇〇％達成されるには親の方もひとつ協力をしていただく。それにはどうするかということになるんですが、これには、やはり広報なり個別通知なり出して一〇〇％達成するような努力をいたしたいと思ひます。

それから、なぜ一カ所しかできないかという問題ですが、これは先ほど御提言された際にいろいろ御承知だと思ひますが、ポリオそのものの性質からいしまして、これを分散してやるには非常に難しいということ、厚生省当りからの通達がございます。したがって、現在は健康センターで一斉に行っている関係につきましては、大体対象者だけしか入れませんので、その残った、残ったというよりむしろ使った器具あるいは薬品は、そこでその場で、その日に焼いてますので、それらの配慮をいたす関係がございまして、これらにつきましては、また医師会だけでこれをどうするかということもで

きないんじゃないかと思えますけれど、一応医師の意見もお聞かせ願って、できれば御質問の点についての考え方については配慮したいというふうに考えております。以上です。

○十九番（堀川 實君） 大変に多岐にわたっているいろいろとお願いしたわけですが、最初の生ごみ処理対策についての質問でございますけれども、いろいろとこの減量作戦については市当局のお話も細かく伺いまして、わからないわけではないんですが、まず、粗大ごみの不用品の再利用ということでお話を伺いましたけれども、こういうリフォーム作品のファッションバザールというようなことを大いに設けてほしいということをおっしゃるわけでありました、やはり市民の中には大きく困っちゃう、捨てるにはもったいないとか、いろいろあります。そういうものがお互い必要な物、不必要な物がそこで交換できれば非常に粗大ごみとして出なくなったり、あるいはいろんな意味で喜ばれる、こういうこともあるわけで、そういうことを大いに努めていただくべきPRを市民部の方でひとつしっかりとお願いして、そしてそういうリサイクルへの意識高揚、こういうことを高めるために、どうかこの点について今後も考えていただきたいと思います。こういうことを要望しておきます。

それから、生ごみの堆肥化による件で御回答いただきました。この生ごみの堆肥化については非常に喜ばれている家庭も多いわけで、そういうことから見ますと堆肥化による、いわば容器——コンポスト、これを試験的に進めてみようというお考えがあるような答弁でございます。どうか、こういう無償で貸与しまして、一人でも一軒でも多くの家庭で使われて、この効果が上がれば非常に減量作戦になるわけで、この点もぜひさらに検討するというお話でございます。希望の者があれば補助金もつけるぐらいのひとつをお考えを持っていたら、どうかごみ減量の一助を担うようなそういう体制をひとつつくっていただきたい。このようにこれも要望しておきます。

それから、もう一点の無公害の炭酸カルシウム入りの袋の件でございますが、これについても大型店等にはお話も前にはされたというお話でございます。とにかくも非常にこの炭酸カルシウム入りの無公害ポリ袋というのは画期的な袋だということはお承知のとおりで、世間で話題を呼んでいるわけです、こういう点の利用をしないということはないと思いますので、どうかこの点についても商業協同組合とか、あるいは大型店のそういうスーパー、こういうところとよくお話しをいただいて、買い物袋についてはぜひこういうものを使用していただきたいと、こういうことを強く組合とか、あるいは大型店等に導入をお願いするよう、市当局からの強い要望をぜひひとつお願いして、協力をお願いしていただき

たい。このように思っております。これも要望しておきます。

それから、乳幼児の予防接種のことで質問をさせていただきました。この件についても三種混合については医師会との話し合いをさらに進めて対処していくというお話でございます。どうか三種混合の接種についても最寄りのお医者さん等でできるような方向へお医者さんと話し合っていたら、このことをお願いするわけでありまして、

さらに、ポリオの生ワクチン、これも感染問題で非常に厚生省としても心配している問題でございますので、どうか集団でできる体制をとっていただくということが厚生省の指導でございますので、それらを十分に考慮に入れて、そして今後の対策をしっかりとっていただきたい。このように思うわけです。

以上、全部要望で終わりたいと思います。大変どうもありがとうございました。

○議長（村尾栄次君） 次に、五番須釜亮次君。

（五番 須釜亮次君登壇）

○五番（須釜亮次君） 御指名をいただきましたので、会議規則第八十六条の規定に基づき、さきに通告いたしました一般質問を行わせていただきます。

何分初めての質問でございますので不手際な点があるかと存じますが、お許しを賜りたくまずもってお願い申し上げます。

今回の質問事項として、一つ、選挙の投票所について、特に第五投票所（すみれ保育園）の分割増設について。二つ目として、市民体育館について、現在の既設市民体育館の増改築、二番目の地域体育館について、で順次お尋ねいたします。

実は、質問書を提出する前に事前調査のために過去の議事録、自治法等の資料を集めているときに思ったのでございますが、選挙に対する質問ということについて私が初めてということだそうでございますので、本会議での質問として果たして適格性ありやと悩んだわけでありまして、率直な疑問としてあえてお尋ねする次第であります。

まず、選挙の投票所についてでございますが、市民が政治に参加する最も身近な問題として投票という手段がございますが、投票する場所の投票所について、現行投票所数の見直しの時期に来ているのではないかとこの点であります。特に